

北海道博物館の保管するアイヌ遺骨等の取扱方針(案)の意見募集結果

令和5年11月27日

北海道博物館の保管するアイヌ遺骨等の取扱方針(案)について、道民意見提出手続により、道民の皆様からご意見を募集したところ、26人、1団体から、延べ28件のご意見が寄せられました。

ご意見の要旨及びご意見に対する道の考え方については、次のとおりです。

1 「1 基本的方針」について(1件)

番号	意見の概要	意見に対する道の考え方※
1	<p>指針(案)には、〈アイヌの精神文化、アイヌの人々の心情等を踏まえて、アイヌの人々にアイヌ遺骨等を返還すること及びアイヌの人々による尊厳ある慰霊を実現することを基本的な考え方とする。〉とあり、文字通り「基本」とすべきことがらだと思ふ。しかし、その前に、北海道は、北海道博物館がこれらの遺骨と副葬品をこれまで長期にわたって保持・収蔵し続けてきたことに対する認識を明らかにすべきではないか。</p> <p>もともと土に眠っていた人骨・副葬品を、先住民族側との同意手続きなしに「アイヌのものだから」というただそれだけの理由で収集・保管してきたとすれば、それは植民地主義やレイシズム(先住民族差別)に根ざした行為と認定されるでしょう。博物館による収蔵によって、長らく〈アイヌの精神文化、アイヌの人々の心情等〉を害してきたのだとしたら、UNDRIP12条(宗教的伝統と慣習の権利、遺骨の返還)が述べる先住民族の権利侵害に該当すると考えられます。北海道は、科学の名の下に行なわれてきたアイヌ民族の遺骨収蔵という行為に対する歴史的な評価を受け入れ、これまでの不正義を認めて先住民族に謝罪し、再発防止を約束したうえで初めて、遺骨返還を含む「修復」のステップに進むことができるのではないか。</p>	<p>現在保管しているアイヌの人々のご遺骨等は、いずれも、北海道博物館の前身である北海道開拓記念館が、1970年代から1980年代始めにかけて受け入れた資料の中に含まれていたものです。開拓記念館においてもアイヌの人々のご遺骨を研究目的等のために収集したことは確認されておらず、そのような行為はなかったものと認識していますが、現時点においても地域への返還が進んでいないことは適切ではないと考えており、ご遺骨をできるかぎり地域に返還することが基本であるとの考えに立ち、ご遺骨の出土地域等の調査を進めてきたところであり、方針を策定した上で、地域への返還に向けて取り組んでいく考えです。</p>

C

2 「2 情報の周知」について(1件)

番号	意見の概要	意見に対する道の考え方※
1	<p>北海道大学が出しているような、収蔵経緯に関する調査報告書を公開して欲しい。</p> <p>北海道博物館で発掘や収集をしたわけではないが、前進である北海道開拓記念館の歴代の館長の中には、児玉作左衛門の下でアイヌ遺骨発掘、札幌医科大学ではアイヌの遺体、血液の収集等に関わっていた札幌医科大学元学長の渡辺左武郎がいる。</p> <p>北海道開拓記念館友の会の機関誌「とどまつ」8号の高倉新一郎との対談の中で、「最近、各地で埋蔵文化財が発掘されておりますが、出土資料が各地へ分散しても保存上困るので、大きな収蔵庫をもっている開拓記念館あたりで一括保存してくれればいいと思うんですが。」と語っており、遺骨の保管に関して、在任時に何か意見等があったのか気になる。</p>	<p>現在保管しているアイヌの人々のご遺骨等の保管経緯については、取扱方針と合わせ遺骨情報として公表するとともに、地域への返還に向けた取組の中でも丁寧な説明を行っていく考えです。なお、北海道博物館で保管しているアイヌの人々のご遺骨等は、いずれも、前身である北海道開拓記念館が、1970年代から1980年代始めにかけて受け入れた資料の中に含まれていたものですが、開拓記念館においてもアイヌの人々のご遺骨を研究目的等のために収集したことは確認されておらず、そのような行為はなかったものと認識しています。</p>

E

3 「3 地域返還」について（1件）

番号	意見の概要	意見に対する道の考え方※
1	<p>方針（案）には、〈地域返還ガイドラインを考慮して〉とある。政府によるこの文書は、2018年暮れに公表され、政府はこの指針に従って、各大学が北海道などから持ち去ったままにしていたアイヌ遺骨を対象に、2019年4月から同年10月まで6カ月の期限つきで「周知」や「申請受け付け手続き」を実施した。しかし、実効性はどうかでしょう？ 周知リストに掲載された約1800体のうち、返還申請があったのは10%程度にとどまり、申請者の現れなかった約1600体が民族共生象徴空間の施設に送られました。返還申請のあったうち、サハリンおよび対雁出土遺骨は、現在も各大学に留め置かれたままです。指針に付された「返還」の2文字は偽りといわざるを得ません。また、この指針は、申請者に対して〈反対意見等があった場合には……当事者間における話し合い〉を求めているが、遺骨の取り扱いをめぐる、いくつかの地域のアイヌ・コミュニティの内外でトラブル・分断が実際に起きている。5年間の施行でこのような不備の明らかになった指針に、北海道は依拠すべきではない、と考える。失敗例からよく学んで、よりふさわしい独自の「取扱方針」を構築すべき。</p>	<p>現在保管しているアイヌの人々のご遺骨等につきましては、できるかぎり地域に返還することが基本であるとの考えに立ち、関係する団体等に意見を伺うなどした上で、方針案として作成したものです。</p> <p>本取扱方針（案）3では、地域返還の申請があり地域返還対象団体として適切な者と確認出来た場合には、反対意見等を受け付けることとしており、反対意見等があった場合には、その内容に照らして必要があると認める場合に、申請者及び反対意見等の提出者との話し合いを求めることとしておりますが、もとより、ご意見にありますような「トラブル・分断」を招くことは本意ではなく、道としては、地域への返還が望ましいとの基本に立ち、当事者・関係者の皆様との協議につとめて参ります。</p>

C

4 全般（25件）※該当箇所の指定がないもの

番号	意見の概要	意見に対する道の考え方※
1	<p>1 文化庁など国のガイドラインそのままの模倣ではなく、道独自に国連宣言に基づき「遺骨の返還に対する権利」を有するアイヌ民族にどう権利保障するのかを、真剣に探求して、明記すべき。道として遺骨返還権利保障のための第3者機関・特別委員会を設置すべき。（道が国の下請けではなく、自治の精神を発揮してほしい）</p> <p>2 民族の尊厳を無視した盗掘や発掘、保管の実態を調査し、知事が反省と謝罪を公にすること。</p> <p>3 「遺骨は単なるものではない」「ふるさとで静かに眠る権利を有する」（大阪高裁判決）。アイヌの遺骨はコタンの土に、を原則としてうたうべき。ウポポイの慰霊施設＝コンクリートの中では、安らかに眠れない。安易なウポポイ移転はあってはならない。</p> <p>4 小樽では、市としてアイヌ子孫と関係者が協力して、盗掘されて東大にあった遺骨17体の地元＝小樽市内への返還を、なんとかやりとげようとしている。教訓的である。道のリーダーシップを取り、地元返還の体制づくりに努めることをうたうべきである。</p>	<p>現在保管しているアイヌの人々のご遺骨等につきましては、できるかぎり地域に返還することが基本であるとの考えに立ち、関係する団体等に意見を伺うなどした上で、方針案として作成したものです。</p> <p>保管するご遺骨等の出土地域については、当該地域におけるアイヌの人々の団体等が組織されていない場合もあることから、道において、地域のアイヌの人々や関係者・自治体等の意向の聴取や協議等に取り組むことが必要であると考えております。</p> <p>前身である北海道開拓記念館においてご遺骨を受け入れ、多年にわたり保管してきましたが、現時点においても地域への返還が進んでいないことは適切ではないと考えており、先に述べたとおり、地域への返還に向けて取り組んでいく考えです。</p> <p>慰霊施設（ウポポイ）での保管につきましては、先ず、「地域返還の申請が無かった場合」又は「地域返還の申請があったものの、地域返還対象団体の特定に至らなかった場合」については、遺骨情報の公開期間終了後も6ヶ月を経過する日まで北海道博物館での保管を継続し、引き続き関係自治体等と地域返還に係る調査及び協議を実施することとし、その上で、なお地域返還が実現できない場合に、あくまでも将来の地域返還を見据えて保管するものであると認識しております。</p> <p>また慰霊施設（ウポポイ）において保管することとなった場合についても、関係自治体等と地域返還に係る調査及び協議を継続することとしており、北海道博物館として主体的に関わってまいります。</p> <p>なお、ご意見のような事例につきましては、取組の参考にさせていただきます。</p>

C

番号	意見の概要	意見に対する道の考え方※	
2	<p>「アイヌの精神文化」や心情を踏まえ、遺骨の返還と慰霊を実施するとある。そこで、返還・慰霊等のあり方を検討するためにも、アイヌの精神文化が実際に何を指しているのか、これまでの北海道博物館における研究の蓄積に基づき、明確にすることを求める。なぜなら、遺骨をどのように取り扱うことが被葬者にとって適切であると考えられるのか、専門的な知識を持たない多くの人々にとっては考える材料が無いと予想されるため。</p> <p>被葬者が、埋葬後に「自らの遺骨が移動させられたり、墓地以外の場所に保管されたりすることを理解し、承諾していた」ことを示す記録などが無い限り、被葬者にとっての尊厳ある取扱いとは、被葬者が想定していた形をとどめる事、つまり再埋葬・原状回復であると思われる。</p> <p>本方針が参照するガイドライン等では、祭司承継者や地域の団体等からの申請を持って返還の具体的検討が始まることとなっている。しかし、周知の通り今日のアイヌ民族の場合、上の世代の人々と現代の人々の結びつきを知る情報が乏しい場合が多く、名乗り出ることによる被差別リスクなどの困難がある、祭祀のあり方を考える慣習そのものが不明になっているという状況がある。従って、個人や地域からの申請を待つという返還のプロセスは、アイヌ社会が直面する危機的状況から見て非現実的。</p> <p>以上の理由から、遺骨については、請求・申請がない場合には、博物館が主体となって再埋葬に向けた交渉を開始するなど、返還プロセスを見直すべきと考える。</p>	<p>現在保管しているアイヌの人々のご遺骨等については、できるかぎり地域に返還することが基本であると考えております。その際に踏まえるべきアイヌの人々の精神文化や心情とは、アイヌ民族の伝統的な信仰とりわけ亡くなられた方々に対する葬送のあり方であり、特にそれぞれのご遺骨については、当時の方々が行っていた慰霊が行われることが望ましいかたちであると認識しており、このことを踏まえ、地域へ返還を目指しているものです。</p> <p>また、他の回答でも述べておりますとおり、地域返還に向けた取り組みに当たっては、道において、地域のアイヌの人々や関係者・自治体等の意向の聴取や協議等に取り組むことが必要であると考えております。</p>	B
3	<p>盗品盗掘品は、元の場所に返すのが基本と思う。日本で将来他国に侵略占領されて古墳を暴かれて国外に持ち出されたら、返還運動が起きると思う。その心情は想像に難くない。遺伝子資源だからといって1箇所に集めるのは冒瀆かと思う。</p> <p>元の地域のコミュニティがない場合も原則は地域埋葬だと思う。副葬品についてはアイヌの人全体と協議されてはいかがか。研究者で決めるのではなく、基本アイヌの人たちに決めさせるべきと思う。</p>	<p>現在保管しているアイヌの人々のご遺骨等は、いずれも、北海道博物館の前身である北海道開拓記念館が、1970年代から1980年代始めにかけて受け入れた資料の中に含まれていたものです。</p> <p>道では、ご遺骨をできるかぎり地域に返還することが基本であるとの考えに立ち、関係する団体等に意見を伺うなどした上で、方針案として作成しており、今後、地域への返還に向けて取り組んでいく考えです。</p> <p>なお、保管する副葬品は、ご遺骨と同様の取扱いいたします。</p>	C
4	<p>この取扱い方針では、博物館がどこのアイヌ墓地から盗掘されたのか、どこの市町村から持ち出されたのかが明らかにされていない。遺骨はもともと埋葬されていた地に返還されなければならない。遺骨を不当に保管していた側が、被害を受けた側のアイヌに対して尊厳ある慰霊を求めるなどは不遜である。</p> <p>本当に遺骨を保管している側が、返還を受け取る団体に相応しいかどうかを判断するなどという態度は許されない。道内の市町村では、これまで開基〇〇年など祝賀行事を行ってきた。そこに先住していたアイヌの存在を考慮した形跡が感じられない。この際、北海道博物館と侵略してきた側の住民、市町村が中心になってアイヌ遺骨を受け取り、尊厳ある慰霊を行うべきなのではないか。</p>	<p>現在保管しているアイヌの人々のご遺骨等の保管経緯については、取扱い方針と合わせ遺骨情報として公表するとともに、地域への返還に向けた取組の中でも丁寧な説明を行っていく考えです。</p> <p>なお、北海道博物館で保管しているアイヌの人々のご遺骨等は、いずれも、前身である北海道開拓記念館が、1970年代から1980年代始めにかけて受け入れた資料の中に含まれていたものです。</p> <p>道では、ご遺骨をできるかぎり地域に返還することが基本であるとの考えに立ち、関係する団体等に意見を伺うなどした上で、方針案として作成しており、今後、地域への返還に向けて取り組んでいく考えです。</p>	D

番号	意見の概要	意見に対する道の考え方※
5	<p>地域返還ガイドラインは、アイヌ民族に全ての遺骨を返還するということを前提とし、アイヌ民族優先、あるいはアイヌの当該者に早急に返還ができるよう手続きを簡素化すべき。</p> <p>その際、それに伴う全ての費用を国が負担し、国で関係諸機関の公の謝罪を表明すべき。</p>	<p>現在保管しているアイヌの人々のご遺骨等については、可能な限り地域に返還することが望ましいと考えており、そのための手続きを進めるための方針を定めるものです。</p> <p>なお、返還申請に係る相談に際しては、必要なサポートを行うなど、負担の軽減に配慮してまいります。</p>
6	<p>アイヌは死ぬと魂はポクナモシリ（神の国）へ行くと言われている。奪われた人権、尊厳を待ち望んでいる先人達にアイヌネノアンナイヌ（人として）一日も早く送り届けよう。人は土から生まれ土に還る。なぜ、こんなシンプルな問題が進まないのか不思議。（ほか同意見1件）</p>	<p>現在保管しているアイヌの人々のご遺骨等につきましては、できるかぎり地域に返還することが基本であるとの考えに立ち、ご遺骨の出土地域等の調査を進めてきたところであり、方針を策定した上で、地域への返還に向けて取り組んでいく考えです。</p>
7	<p>アイヌ民族のご遺骨の収集にあたっては、全ては大学や国・道・教育委員会などの後押しで研究者たちが、人権や尊厳を無視し、盗掘含め違法に収集したものです。蝦夷地（北海道）は、アイヌモシリ、先住民はアイヌ民族です。その地に無断で入り込み、民族の文化や慣習・言語などを否定し、同化政策を強引に進められた過去・現在がある。</p> <p>今こそアイヌ民族に対して遺骨収集への謝罪や返還を具体的に検討すべき。アイヌの死生観は「土から生まれ、土に還る」である。祭祀承継者だの地域の団体の申請に関わらず、出土地域に返還することを求める。</p>	<p>現在保管しているアイヌの人々のご遺骨等は、いずれも、北海道博物館の前身である北海道開拓記念館が、1970年代から1980年代始めにかけて受け入れた資料の中に含まれていたものです。</p> <p>開拓記念館においてもアイヌの人々のご遺骨を研究目的等のために収集したことは確認されておらず、そのような行為はなかったものと認識していますが、現時点においても地域への返還が進んでいないことは適切ではないと考えており、ご遺骨をできるかぎり地域に返還することが基本であるとの考えに立ち、ご遺骨の出土地域等の調査を進めてきたところであり、方針を策定した上で、地域への返還に向けて取り組んでいく考えです。</p>
8	<p>北海道博物館で保管するアイヌ遺骨は出土場所が判明しているものについては速やかに地域の自治体、アイヌ団体等に協議の上返還することが望ましいと思われる。なぜならばそれらの大多数が「盗掘」であったからである。人骨は尊厳をもって取り扱われるべきであり、恐竜や他の動物の骨格標本と同等の扱いは厳しく非難されるべき。</p> <p>尚、出土場所が不明のもの、道路工事等で出土したものについては改めて協議し、決定すべきと考える。その場合には「北海道アイヌ協会」のみならず他の多くのアイヌ団体の意見を聞くことが必須と思われる。</p>	<p>現在保管しているアイヌの人々のご遺骨等につきましては、できるかぎり地域に返還することが基本であるとの考えに立ち、方針を定め、地域への返還に向けて取り組んでいく考えです。</p> <p>保管するご遺骨等の出土地域については、当該地域におけるアイヌの人々の団体等が組織されていない場合もあることから、道において、地域のアイヌの人々や関係者・自治体等の意向の聴取や協議等に取り組むことが必要であると考えております。</p>
9	<p>基本的方針にアイヌの精神文化、心情等を踏まえて、「尊厳」ある慰霊をするのであれば、地域返還ガイドラインで諸条件を付け返還を困難にさせていることが、遺骨をアイヌコタン（故郷）に返還を望むアイヌ民族の「尊厳」そのものを否定している。この取扱方針（案）に反対。アイヌ民族の遺骨は無条件で返還すべき。</p>	<p>現在保管しているアイヌの人々のご遺骨等については、できるかぎり地域に返還すること及びアイヌの人々による尊厳ある慰霊が実現されることを基本的な考え方とすべきと考えていることから、このような取扱方針としているところです。</p>
10	<p>ぜひお願いしたいのは、アイヌ民族の方々の意見を聞いた上で方針を作成いただきたい。自分の家族や親族の遺骨が違法収集され、戻ってこない状況だとしたらあなたはどう感じますか。自分事としてとらえて考えてくださる方はいなかったのでしょうか。それとも何か不都合なことがあるのでしょうか。</p>	<p>現在保管しているアイヌの人々のご遺骨等については、できるかぎり地域に返還することが基本であるとの考えに立ち、関係する団体等に意見を伺うなどした上で、方針案として作成しており、今後、地域への返還に向けて取り組んでいく考えです。</p>

番号	意見の概要	意見に対する道の考え方※
11	<p>政府のアイヌを侮辱する地域返還ガイドラインの方針をそっくり真似ているだけの案で、作成に関わった人たちは人として恥ずかしくないのか。私たちアイヌ民族はアイヌモシリを略奪され、人としての一丁目一番地に有るご遺骨までも略奪された被害者で、貴方たちは加害者。アイヌはアイヌモシリの先住民族である事を貴方たちは理解出来ていないから、こんなふざけた方針（案）しか作成出来ない事を恥じるべき。何度も言っているが、アイヌは宇宙人ではない。私たちは何人にも数千年、数万年の時を経て祖先との命のバトンを繰り返してきて、今の私たちがいる。</p> <p>アイヌも日本国民であり、道民の一人。道民のすべての人々はアイヌ民族の遺跡の上に立っていることを、人として忘れないで欲しい。アイヌのご遺骨は、アイヌが提供したものではない。全ては大学、国、道、教育委員会、国家権力などの後押しで違法収集したもの。人権、尊厳を無視し、違法集約したものは、地域に限定せず、アイヌモシリの土にあるべき姿に戻してやる。シンプルなこと。世界の潮流に乗り遅れないように。</p>	<p>現在保管しているアイヌの人々のご遺骨等は、いずれも、北海道博物館の前身である北海道開拓記念館が、1970年代から1980年代始めにかけて受け入れた資料の中に含まれていたものです。</p> <p>道では、ご遺骨をできるかぎり地域に返還することが基本であるとの考えに立ち、関係する団体等に意見を伺うなどした上で、方針案として作成しており、今後、地域への返還に向けて取り組んでいく考えです。</p>
12	<p>白老の慰霊施設のアイヌ民族遺骨は墓からの盗掘や寄贈や売買によって、大学や博物館にあったもの。すべて、すぐに各地に返してください。政府は謝罪することが絶対に必要。</p> <p>民族自身が敬ってやまない先祖の遺骨はアイヌ民族に返すことが人の道。和人にとって遺骨収集研究を反省して、二度としないことが責任。</p>	<p>現在保管しているアイヌの人々のご遺骨等は、いずれも、北海道博物館の前身である北海道開拓記念館が、1970年代から1980年代始めにかけて受け入れた資料の中に含まれていたものです。</p> <p>道では、ご遺骨をできるかぎり地域に返還することが基本であるとの考えに立ち、関係する団体等に意見を伺うなどした上で、方針案として作成しており、今後、地域への返還に向けて取り組んでいく考えです。</p>
13	<p>もともと北海道の先住民はアイヌの方々で、自然と共生・調和した営みをしていたのだと思う。</p> <p>アイヌの方々からみたら「和人」は「となり近所の人」「隣人」なのに「侵略してきた人」と感じてもありまえと思える歴史があるのではないかと思う。どの民族も、隣人を愛すること、戦わず、理解し合い、尊重しあい、共生できたらと思う。アイヌの方々の思いを尊重した、心ある対応を願っている。</p>	<p>現在保管しているアイヌの人々のご遺骨等については、できるかぎり地域に返還することが基本であるとの考えに立ち、関係する団体等に意見を伺うなどした上で、方針案として作成しており、今後、地域への返還に向けて取り組んでいく考えです。</p>
14	<p>北海道博物館所蔵のアイヌのご遺骨は次のようにすると良いと考える。</p> <p>1 発掘地の判っているものはその市町村に返還し埋葬祭祀してもらおう。このことは、現在小樽市が東京大学所蔵のアイヌご遺骨を、アイヌ協会等の受け皿団体が無いにもかかわらず、自治体として返還埋葬に取り組んでいることが参考となる。</p> <p>2 また、発掘地が未定のご遺骨は博物館の敷地内に埋葬し、祭祀を行うことが良い。祭祀は札幌アイヌ協会などの協力を求めるのが良いのではないか。北海道博物館のアイヌ常設展示に加えて、明治以来のアイヌ政策の負の遺産として重要なものとなる。</p>	<p>現在保管しているアイヌの人々のご遺骨等については、できるかぎり地域に返還することが基本であるとの考えに立ち、関係する団体等に意見を伺うなどした上で、方針案として作成しており、今後、地域への返還に向けて取り組んでいく考えです。</p> <p>慰霊施設（ウポポイ）での保管につきましては、先ず、「地域返還の申請が無かった場合」又は「地域返還の申請があったものの、地域返還対象団体の特定に至らなかった場合」については、遺骨情報の公開期間終了後も6ヶ月を経過する日まで北海道博物館での保管を継続し、引き続き関係自治体等と地域返還に係る調査及び協議を実施することとし、その上で、なお地域返還が実現できない場合に、あくまでも将来の地域返還を見据えて保管するものであると認識しております。</p> <p>また慰霊施設（ウポポイ）において保管するこ</p>

番号		意見に対する道の考え方※
		<p>ととなった場合についても、関係自治体等と地域返還に係る調査及び協議を継続することとしており、北海道博物館として主体的に関わってまいります。</p> <p>なお、ご意見のような事例につきましては、取組の参考にさせていただきます。</p>
15	<p>①国連宣言の関連条項を参照に北海道が「独自に」考えるべきこと。</p> <p>②「6か月間」の公表で事を進めてはいけない。博物館1階常設の「アイヌ文化の世界」に、「遺骨のこと」を期限を限らずにきちんと提示すべき。</p> <p>ア) どのような遺骨が保管されているのか イ) どのような経緯で博物館に納められたのか ハ) 何故あちこちで遺骨が集められたのか</p> <p>二) 今後、この遺骨をどのようにするのか</p> <p>以上のようなことを見学者に分かるようにきちんと提示し、引き取り手の申し入れがあるまで、相応しい保管の方法を決めた上で、北海道博物館が責任を持って「お預かり」する。</p> <p>保管の方法については、すでに返還が終わっている地域のアイヌの方々とも相談する。</p> <p>③地域が分かっている遺骨については、その地域のアイヌ協会やアイヌ民族の方々、そして自治体に積極的に呼びかけ、返還を進める。引き取り手がないときには、当該自治体が引き受けるよう働きかける。何故なら、引き受け手となるはずの、そこに暮らしているはずのアイヌがいなくなってしまった歴史的経緯を踏まえて、そのような事態にしてしまった責任を、今いる人たちが負わなければならないから。</p> <p>※ウポポイの施設に送るのではなく、あくまでも、北海道博物館が責任をもって「お預かり」するべき。世界遺産の展示も勿論結構ですが、「負の遺産」もまた、博物館が見学者と共に見続ける事が大事なことです。</p>	<p>現在保管しているアイヌの人々のご遺骨等については、できるかぎり地域に返還することが基本であるとの考えに立ち、関係する団体等に意見を伺うなどした上で、方針案として作成しており、今後、地域への返還に向けて取り組んでいく考えです。</p> <p>慰霊施設（ウポポイ）での保管につきましては、先ず、「地域返還の申請が無かった場合」又は「地域返還の申請があったものの、地域返還対象団体の特定に至らなかった場合」については、遺骨情報の公開期間終了後も6ヶ月を経過する日まで北海道博物館での保管を継続し、引き続き関係自治体等と地域返還に係る調査及び協議を実施することとし、その上で、なお地域返還が実現できない場合に、あくまでも将来の地域返還を見据えて保管するものであると認識しております。</p> <p>また慰霊施設（ウポポイ）において保管することとなった場合についても、関係自治体等と地域返還に係る調査及び協議を継続することとしており、北海道博物館として主体的に関わってまいります。</p>
16	<p>先日恵庭アイヌ協会に遺骨を返還された記事がニュースになっていた。これからも遺骨の返還を希望されている方々に返還することを希望する。</p> <p>遺骨を保管、管理する運営委員会を各地域のアイヌ民族の方々をメンバーにし、今後遺骨をどうしていくかを決めて頂いてはどうか。これからも遺骨は様々な博物館や海外から出てくると思う。アイヌ民族の方々に決めて頂くのが1番良いと思う。</p>	<p>現在保管しているアイヌの人々のご遺骨等については、できるかぎり地域に返還することが基本であるとの考えに立ち、関係する団体等に意見を伺うなどした上で、方針案として作成しており、今後、地域への返還に向けて取り組んでいく考えです。</p> <p>慰霊施設（ウポポイ）において保管することとなった場合についても、関係自治体等と地域返還に係る調査及び協議を継続することとしており、北海道博物館として主体的に関わってまいります。</p>

番号	意見の概要	意見に対する道の考え方※
17	<p>北海道アイヌ協会は私達アイヌの窓口ではない。故に北海道アイヌ協会の意見を取り入れることがあってはならない。</p> <p>白老集約は絶対NO。国・道の責任において先人達の望むあるべき姿に戻すべき。</p>	<p>現在保管しているアイヌの人々のご遺骨等については、できるかぎり地域に返還することが基本であるとの考えに立ち、関係する団体等に意見を伺うなどした上で、方針案として作成しており、今後、地域への返還に向けて取り組んでいく考えです。</p> <p>慰霊施設（ウポポイ）での保管につきましては、先ず、「地域返還の申請が無かった場合」又は「地域返還の申請があったものの、地域返還対象団体の特定に至らなかった場合」については、遺骨情報の公開期間終了後も6ヶ月を経過する日まで北海道博物館での保管を継続し、引き続き関係自治体等と地域返還に係る調査及び協議を実施することとし、その上で、なお地域返還が実現できない場合に、あくまでも将来の地域返還を見据えて保管するものであると認識しております。</p> <p>また慰霊施設（ウポポイ）において保管することとなった場合についても、関係自治体等と地域返還に係る調査及び協議を継続することとしており、北海道博物館として主体的に関わってまいります。</p>
18	<p>白老集約は反対。(ほか同意見2件)</p>	<p>現在保管しているアイヌの人々のご遺骨等については、できるかぎり地域に返還することが基本であるとの考えに立ち、関係する団体等に意見を伺うなどした上で、方針案として作成しており、今後、地域への返還に向けて取り組んでいく考えです。</p> <p>慰霊施設（ウポポイ）での保管につきましては、先ず、「地域返還の申請が無かった場合」又は「地域返還の申請があったものの、地域返還対象団体の特定に至らなかった場合」については、遺骨情報の公開期間終了後も6ヶ月を経過する日まで北海道博物館での保管を継続し、引き続き関係自治体等と地域返還に係る調査及び協議を実施することとし、その上で、なお地域返還が実現できない場合に、あくまでも将来の地域返還を見据えて保管するものであると認識しております。</p> <p>また慰霊施設（ウポポイ）において保管することとなった場合についても、関係自治体等と地域返還に係る調査及び協議を継続することとしており、北海道博物館として主体的に関わってまいります。</p>
19	<p>私たちの先人達の遺骨を勝手に研究目的で持って行き、遺骨を白老町ウポポイへ移管するのは絶対に反対する。アイヌは死ぬと魂は神の国へ行くとされている。人は土から生まれ、土に還る。遺骨と副葬品は、地域のアイヌの人々に返還して先祖供養してもらおうが良いと思う。</p> <p>苫小牧市も同様の問題に取り組んでいる。</p>	<p>現在保管しているアイヌの人々のご遺骨等の保管経緯については、取扱方針と合わせ遺骨情報として公表するとともに、地域への返還に向けた取組の中でも丁寧な説明を行っていき考えです。</p> <p>なお、北海道博物館で保管しているアイヌの人々のご遺骨等は、いずれも、前身である北海道開拓記念館が、1970年代から1980年代始めにかけて受け入れた資料の中に含まれていたものですが、開拓記念館においてもアイヌの人々のご遺骨を研究目的等のために収集したことは確認されておらず、そのような行為はなかったものと認識しています。</p>

番号	意見の概要	意見に対する道の考え方※
		<p>ご遺骨等については、できるかぎり地域に返還することが基本であるとの考えに立ち、関係する団体等と情報共有するなどした上で、方針案として作成しており、今後、地域への返還に向けて取り組んでいく考えであり、返還に関し、「地域返還の申請が無かった場合」又は「地域返還の申請があったものの、地域返還対象団体の特定に至らなかった場合」については、遺骨情報の公開期間終了後も6ヶ月を経過する日まで北海道博物館での保管を継続し、引き続き関係自治体等と地域返還に係る調査及び協議を実施することとし、その上で、なお地域返還が実現できない場合に、あくまでも将来の地域返還を見据えて保管するものと認識しております。</p> <p>また慰霊施設（ウポポイ）において保管することとなった場合についても、関係自治体等と地域返還に係る調査及び協議を継続することとしており、北海道博物館として主体的に関わってまいります。</p>
20	<p>皆さん、私達人類は何人もどれ程の時を経て祖先との命のバトンを繰り返してきて今の私達があるのでしょうか。その先人達のご遺骨、人権尊厳を蹂躪し、「尚」今も侮辱的行為を繰り返そうとし、北海道博物館の保管するアイヌ遺骨等の取扱方針「案」は政府の地域返還のガイドラインをそっくり真似し、一番思いの強いエカシフチからの意見を無視し、道民からのわかりづらい巧妙なパブリックコメントを募集し、白老のウポポイ（嘘ポイ）にある、寒くて暗く狭い慰霊施設と称する侮辱的な場所へ集約し不都合にフタをする事で倫理指針なる物を持ち出し研究を企む魂胆が透けて見える。「学会」の鬼畜のごとき輩は世界の時流にも乗ろうとせず人の道を踏み外しつつウポポイから検体としてアイヌのご遺骨が来るのを指をくわえて待っているのが現実。</p> <p>今、杉田水脈氏の差別発言が改めて問題視されています。当然のことです。なお学者達により大学、博物館等に研究目的で留め置かれてきた私達が敬愛する先人達のご遺骨を蹂躪、侮辱してきた歴史事実、人権侵害は、繰り返しますが、人の道から大きく逸脱する恥ずべき行為ではないでしょうか。</p> <p>政府、大学等では数えきれない程、アイヌに対して人権侵害がありますその大きな一つには教育の場にある東京大学です。アイヌ遺骨研究「他」動物の研究も行ってきましたが研究で死んだモルモットの供養祭は毎年行っているようですが、お墓からたたき起こし、拉致してきたアイヌのご遺骨に対しては敬意も払わず、慰霊祭は行いません。正にこれこそが人権侵害の最たるものです。私達アイヌは、宇宙人ではありませんし、モルモット以下でもありません。アイヌモシリ（北海道、千島）の先住民族です。</p> <p>「学問的不正義」とよく聞くことがあります、まさに今の日本の学者を指すのでしょうか。和人研究者によるアイヌのご遺骨・副葬品の収集やアイヌの人体計測は、東京帝国大学の小金井良精以来、北海</p>	<p>現在保管しているアイヌの人々のご遺骨等は、いずれも、北海道博物館の前身である北海道開拓記念館が、1970年代から1980年代始めにかけて受け入れた資料の中に含まれていたものです。</p> <p>開拓記念館においてもアイヌの人々のご遺骨を研究目的等のために収集したことは確認されておらず、そのような行為はなかったものと認識していますが、現時点においても地域への返還が進んでいないことは適切ではないと考えており、ご遺骨をできるかぎり地域に返還することが基本であるとの考えに立ち、ご遺骨の出土地域等の調査を進めてきたところであり、方針を策定した上で、地域への返還に向けて取り組んでいく考えです。</p>

C

番号	意見の概要	意見に対する道の考え方※
	<p>道帝国大学の児玉作左衛門やモグラと呼ばれていた山崎春雄によって19世紀後半から1世紀近くにもわたり、墓の盗掘や、健康診断と称した欺瞞などの不正義によって行われてきた。その背景には、社会進化論や優生学など植民地主義思想があり、手段のみならず目的もまた不正義であり、それらの研究には多額の国費が投入され、北海道は遺骨発見に関する規則を緩めて研究者に便宜を図り、道内の病院、警察、駅長までもアイヌの遺骨や、身体計測データ収集のためのローカルネットワークを作るなど日本社会全体がアイヌへの学問的不正義に加担したのが忌々しい歴史事実である。</p> <p>ご遺骨は違法集約した者達が己の手であるべき姿に戻し、土に還すというシンプルなこと。博物館に彷徨い続けているご遺骨はどういうプロセスで連れ去られ、悲しい日々を送っているのか。その解明がいま急がれるのではないか。それから生まれた地域の周辺に埋葬してあげることが先人達の喜びで、私達の人としての務めかと思う。アイヌ民族の死生観には人は土から生まれ土に還るとあります。「道」には学者達を後押しした重たい責任があります。そして世界的に今も昔も墓暴きは犯罪であり、恥ずべき行為です。国民、道民、皆で理解したいものです。</p>	D
21	<p>保管するアイヌ民族の遺骨返還における北海道博物館の方針に再考を求めます。</p> <p>わたしたちアイヌ政策検討市民会議は、日本の先住民族であるアイヌ民族に対する諸政策の課題・問題点を広く社会に訴え、共有していこうと、アイヌ民族と市民が組織した団体です。アイヌ政策を、国や北海道主導のものから当事者アイヌの自決権に基づくものへと転換することを大きな目的に掲げて活動しています。このたび、北海道博物館が保管するアイヌ民族の遺骨を、受け入れ先が現れない場合に国立アイヌ民族博物館（ウポポイ）へと集約する方針を示したことに懸念を覚え、再考を求めます。</p> <p>わたしたちの会員にはアイヌ民族のエカシ（長老）、フチ（媼）もおり、自分たちの祖先の遺骨が研究者などに無断で掘り出され、持ち去られて研究材料にされてきたことへの強い憤りと、それぞれの故郷の土に返してあげたいという切なる思いを、当事者の声としてうかがってきました。そもそも、アイヌ民族のものだから、という理由で遺骨を「収集」する行為自体が、植民地主義や人種主義に根ざした人権侵害なのです。ですから、大学や博物館に今なお保管されている遺骨にとどまらず、ウポポイの慰霊施設に移管された遺骨に対しても、「収集」・保管に至った経緯を明らかにし、郷里に返還することが大前提と考えています。「収集」の経緯を調べていく中で、遺骨の親族全員の合意抜きに無断、違法に持ち去ったことが判明した場合には当然ながら、まず謝罪すべきです。</p> <p>このたび、北海道博物館は、「北海道博物館の保管する遺骨等の取扱方針（案）」として、遺骨にかかわる情報を一般に公開し、返還の申し出がなかった場合にはウポポイに移管する方針を掲げ、パブリックコメントを募集しております。しかしながら、</p>	<p>現在保管しているアイヌの人々のご遺骨等の保管経緯については、取扱方針と合わせ遺骨情報として公表するとともに、地域への返還に向けた取組の中でも丁寧な説明を行っていく考えです。</p> <p>なお、北海道博物館で保管しているアイヌの人々のご遺骨等は、いずれも、前身である北海道開拓記念館が、1970年代から1980年代始めにかけて受け入れた資料の中に含まれていたものです。</p> <p>ご遺骨等の出土地域のアイヌの人々の団体の方などには、方針（案）の策定に際し、あらかじめご意向を確認するなどしてきたところであり、今後も可能な限りご遺骨の出土地域のアイヌの人々の団体の方や関係者と返還に向けた合意形成に努めていく考えです。</p> <p>なお、地域への返還にあたり、返還申請に係る相談に際しては、必要なサポートを行うなど、負担の軽減に配慮してまいります。</p>

番号	意見の概要	意見に対する道の考え方※
	<p>現在保管されている遺骨が、どのような経歴・由来があり、どのような経緯で保管に至ったかの調査・報告は、私たちが知る限り、行われた形跡がありません。まずは、なぜ、どのようにして北海道博物館がアイヌ民族の遺骨を保管するに至ったのか、その調査を徹底して行い、プライバシーの侵害や差別の助長につながらない配慮をしつつ、少なくともアイヌ民族関係団体や、収集された地域の関係者へは示すべきです。そこに不適切な手続きがなかったか、「収集」された先の子孫の方々はどのような思いでいるのかも見極めるべきです。それ抜きに、「収集」された地域の関係者が返還にただただ応じるかどうかを尋ねても、当事者たちに容易に判断がつかないのは当然です。さらには、そのような一方的な手続きをかざし、返還を求める動きが出てこないことをもって、そのままウポポイに移管するというのも極めて乱暴な話です。</p> <p>そもそも、遺骨を集め、保管した側が、その行為によって精神的な苦痛、民族の尊厳への打撃を受けた側に、自ら取り戻すための手続きを強いること自体が、現代の国際社会における先住民族政策の流れに反して、人道的な配慮を欠いていると見なさざるを得ません。例えば米国では、連邦政府が1990年に「アメリカ先住民墳墓保護返還法」を制定し、多額の予算を投じて、先住民族への遺骨返還を進めています。大学や博物館などには、保管する遺骨がどの部族に帰属するのかを特定し、返還を前提とした協議をその部族と行うことが求められています。部族の側に第一義的な対応を求めるのではなく、大学や博物館の側が主体となって合意形成を進め、最終的には返還を実現することが、法律の前提となっています。</p> <p>また、方針（案）には、「複数の団体から申請があった場合、申請者間での協議を求め、その結果を勘案して、地域返還対象団体として適切な者であるかを確認する」とありますが、協議を地域に丸投げすることは、当該地域内の分断を招く可能性があり、あまりにも無責任な態度と言わざるを得ません。国のガイドラインにのっとっていると言うかもしれませんが、わたしたちはこの点において、国のガイドラインにも不備があると考えています。</p> <p>地域での受け入れが果たされず、ウポポイに移管されることになったあかつきには、経緯の究明、最終的な返還に向けての責任の所在が、北海道にあるのか国にあるのか不明瞭になり、半永久的に施設に安置され、再び研究材料とされる可能性もあることにも、わたしたち会員の間で強い危惧があります。</p> <p>貴博物館の職員のお一人は「博物館で働く立場として、展示の一つひとつが『アイヌ民族には出会わなかった』という認識を強めるものになってしまっていないか、丁寧に立ち止まって考えていきたいと考えています。それが、北海道『開発』が進められる中で今日まで連綿と続いてきたアイヌ民族の歩みをたどることになり、自らがアイヌ民族の歴史に重なることを意識し、時には自身をアイヌ民族であると認識する人々がこの社会の中を共に生きている</p>	

番号	意見の概要	意見に対する道の考え方※
	<p>という事実を受け止める力を養うことに繋がっていくでしょう」と『開発こうほう』誌（2021年8月）に書いておられます。貴博物館が収蔵してきた遺骨を返還する前に、丁寧に立ち止まり、遺骨と向き合い、アイヌ民族との共生のあり方を誠実に考えて頂きたく存じます。</p> <p>以下、要点をあらためて申し上げます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ウポポイへの実現可能性を伴う返還手続きを行う前に、まずは保管に至った経緯を精査し、公けにすべきである 2. 返還手続きの前に、遺骨がもたらされた地域のアイヌ民族団体やアイヌ民族の関係者と協議し、合意形成を図ること 3. アイヌ民族の側に手続きを丸投げし、返還を望む場合は申し出させる方式ではなく、返還のための調査、調整、準備や資金面の手当てを北海道博物館の側が尽くしたうえで返還を博物館の側から申し出る形式にすべきこと <p>以上の履行を求めます。</p>	D
22	<p>かつて開拓使が北海道の植民地化を進めるに当たりモデルにした米国では、今や大学や博物館等の機関がLand Acknowledgementsを宣言しています。それはとりもなおさず、米国がポストコロニアルからディコロニアルなアプローチで先住民族研究を進めることを規範とすることの表明です。この規範は米国のみならず、世界に共有されています。</p> <p>今回の貴館のアイヌ遺骨の返還方針は、このような世界の規範から著しく外れた貴館の研究体制を彷彿させるばかりか、世界の先住民族が1970年代以降連帯・結束し、国連内で法律家や各国政府と多くの議論を重ね、個人を基礎とする人権体系から先住民族の集団的権利を保障する国際人権法へと発展させた人類の成果を踏みにじるものと考えます。</p> <p>先住民族の権利保障の到達点といわれる『先住民族の権利に関する国際連合宣言』（以下、国連宣言と省略）は、第12条1項で「先住民族が同胞の遺骨返還の権利を有する」ことを前提とし、2項で「国は当該先住民族と協力して築かれた公正、透明で効果的なメカニズムを通して所有する副葬品や遺骨の返還やアクセスを可能にすることとする」と国の義務を謳っています。また第19条は「国は先住民族に関する法的あるいは行政的措置を採択・実行するに当たり、当該の先住民族を代表する組織（複数）を通して先住民族に真摯に意見を仰ぐこと」と明記しています。貴館の『アイヌ遺骨等の取り扱い』には、「国連宣言の関連条項を参照しつつ、国のアイヌ遺骨返還に関する二つのガイドラインを考慮し」と書かれていますが、上記の12条と19条を踏まえれば、国連宣言と国のガイドラインとを並置することは不可能です。両者の間の大きな乖離、矛盾を検討したのでしょうか。もし、検討したとすれば、その経過と結論についてお教えてください。</p> <p>次に、博物館と遺骨等返還の関係への理解を深めるため、博物館の先住民族遺骨返還（副葬品も含み</p>	<p>現在保管しているアイヌの人々のご遺骨等は、いずれも、前身である北海道開拓記念館が、1970年代から1980年代始めにかけて受け入れた資料の中に含まれていたものです。</p> <p>開拓記念館においてもアイヌの人々のご遺骨を研究目的等のために収集したことは確認されており、また、展示の用に供した事実もございませんが、今日におけるICOM(国際博物館会議)倫理規程等に照らした場合、これらのご遺骨を受け入れ保管することの適切性の検証等がなされてこなかったこと及び、現時点においても地域への返還が進んでいないことは適切ではないと考えており、ご遺骨をできるかぎり地域に返還することが基本であるとの考えに立ち、ご遺骨の出土地域等の調査を進めてきたところであり、方針を策定した上で、地域への返還に向けて取り組んでいく考えです。</p> <p>なお、ご指摘のあった各国におけるご遺骨の返還の取り組みは、道としても参考とさせていただきます。</p>

番号	意見の概要	意見に対する道の考え方※
	<p>ます)の特筆すべき海外の事例を二つあげます。 2002年10月11日、ストックホルムのノルディック博物館は、1999年に北部スウェーデンのディエルナのサーミ協会から受けた一体のサーミの遺骨返還要請に応じて、遺骨返還に留まらず、再埋葬まで責任をもって関わりました。つまり、再埋葬前に、盗掘した研究者の残した記録を精査した上、さらに考古学調査を行い、放射線炭素測定によって墓地の内容、構造、年代などの新しい情報を得て、墓地の内部構造を再建したのです。加えて、上記のサーミ協会の要望に沿った形で再埋葬を行ないました。</p> <p>2019年8月9日、世界先住民族デーの日に合わせて、北部スウェーデンのサーミのリクセレで25体のサーミの遺骨が厳粛な雰囲気の中、再埋葬されました。参列者の一人、1950年代にそれらを盗掘した研究者が所属したストックホルムの歴史博物館の現館長は、リクセレ・サーミ協会、リクセレ市、バスターボッテン博物館の関係者らを前に頭を垂れ、つぎのように述べました。「私は、サーミの人々への心からの謝罪と、これからは私たちが新しい歴史を書く機会を得ることを願い、同席させていただきました。」いずれの例からも先述の規範が読み取れますが、貴館においてはいかがでしょうか。遺骨がどこで誰にどのようにして発掘されたのか、発掘後、貴館においてどのように利用され、保管されていたのかなど、博物館としての基本的調査はもとより、今日まで遺骨返還を怠り、アイヌ民族に多大な苦痛を与えたことへの反省・謝罪に加えて、再埋葬までの責任の取り方など、検討されなかったのでしょうか。お答えください。</p> <p>最後に日本も加盟しているICOM (International Council on Museums: 国際博物館協議会) 4の倫理綱領の観点から貴館のアイヌ遺骨等の返還方針について質問いたします。ICOMの倫理規定 (2.5、3.7、4.3) によれば、およそ「遺骨や文化的に重要な資料の収集、調査、展示は、概略的な倫理基準に沿ったものであるだけでなく、展示される人々の信念や文化的価値観を考慮したものでなければならない」と考えられます。倫理綱領はまた、国連宣言の第11条と第12条にも対応しており、遺骨、葬送用具、儀式用具の所有権と管理を先住民の手に委ねるよう指示しています。ICOM倫理綱領は、博物館とその職員の専門的実践と実績の最低基準を定めており、ICOMの会員は、ICOMに加盟するにあたり、この倫理綱領を遵守することを約束しています。貴館においてはアイヌ遺骨等の返還がICOM倫理綱領に従っていると考えますか。そうであれば、その理由をお答えください。</p>	E

※「意見に対する道の考え方」の区分は次のとおりです。

A	意見を受けて案を修正したもの
B	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等
-	案と関連性のない意見

問い合わせ先
環境生活部文化局文化振興課
企画調整係
電話：011-204-5208